

公益法人に対する競争入札による契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-3

| 物品役務等の名称<br>及び数量 | 契約担当官等の氏<br>名並びにその所属<br>する部局の名称及<br>び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商<br>号又は名称及び住<br>所 | 一般競争入札・指<br>名競争入札の別<br>(総合評価の実施) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 公益法人の場合     |                   |         | 備考 | 点検結果<br>(見直す場合はその内容) |  |
|------------------|--|----------|---------------------------|----------------------------------|------|------|-----|-------------|-------------------|---------|----|----------------------|--|
|                  |  |          |                           |                                  |      |      |     | 公益法人の区<br>分 | 国所管、都道府<br>県所管の区分 | 応札・応募者数 |    | 継続支出の<br>有無          |  |
|                  |  |          |                           |                                  |      |      |     |             |                   |         |    |                      |  |
|                  |  | 該当無し     |                           |                                  |      |      |     |             |                   |         |    |                      |  |
|                  |  |          |                           |                                  |      |      |     |             |                   |         |    |                      |  |
|                  |  |          |                           |                                  |      |      |     |             |                   |         |    |                      |  |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公益法人に対する随意契約の見直しの状況（物品・役務等）

様式6-4

| 物品役務等の名称及び数量                                | 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称及び所在地                      | 契約を締結した日   | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                     | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）                                      | 予定価格        | 契約金額        | 落札率    | 再就職の役員数 | 公益法人の場合 |               |         | 備考 | 点検結果<br>（見直し場合はその内容）  |   |
|---|--|------------|---------------------------------------|--|-------------|-------------|--------|---------|---------|---------------|---------|----|---|---|
|   |  |            |                                       |  |             |             |        |         | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |    | 継続支出の有無   |   |
| 「難民等救援」業務委嘱                                 | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年4月2日  | 公益財団法人アジア福祉教育財団<br>東京都港区南麻布5-1-27     | 企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）       | 526,598,000 | 526,483,911 | 99.9%  | 0       | 公財      | 国             | 1       |    | 企画競争を実施し、企画競争審査員を外部有識者に依頼する等審査の透明性を高めた。   | 有 |
| 「難民等定住支援事業」業務委嘱                             | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年4月2日  | 公益財団法人アジア福祉教育財団<br>東京都港区南麻布5-1-27     | 企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）       | 202,664,000 | 202,638,932 | 99.9%  | 0       | 公財      | 国             | 3       |    | 企画競争を実施し、企画競争審査員を外部有識者に依頼する等審査の透明性を高めた。   | 有 |
| 「日中歴史共同研究」業務委嘱                              | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年4月2日  | 公益財団法人日本国際問題研究所<br>東京都千代田区霞が関3-8-1    | 本契約の相手方は、日中外相会談における合意に基づき、本件事業の日本側事務局に指定されており、他に競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）  | 30,321,257  | 30,321,257  | 100.0% | —       | 公財      | 国             | —       |    | 日中両国政府の合意に基づき、公益財団法人日本国際問題研究所は日本側事務局に指定されているため、本件事業は同法人以外実施できない。  | 有 |
| 「PECC(太平洋経済協力会議)日本委員会事務局業務」業務委嘱             | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年4月2日  | 公益財団法人日本国際問題研究所<br>東京都千代田区霞が関3-8-1    | 企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）       | 13,283,000  | 13,251,550  | 99.7%  | —       | 公財      | 国             | 1       |    | 業務委嘱事項と、利益面との兼ね合い等から、請け負う企業が他に現れなかったものと思われるため、平成25年度においては公示期間を延長し競争性の確保を図る。   | 有 |
| 「NGOインターン・プログラム」業務委嘱                        | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年4月9日  | 公益社団法人青年海外協力協会<br>東京都渋谷区広尾4-2-24      | 企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）       | 50,740,000  | 47,342,464  | 93.3%  | —       | 公社      | 国             | 2       |    | 競争性向上のため公示期間の延長を行い、2者からの応札があり、企画競争の結果、より確実な業務の履行が可能であると認められたことから前年度と同一法人との契約となった。   | 有 |
| 「日英21世紀委員会第28回合同会議日本側事務局業務」業務委嘱             | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年4月18日 | 公益財団法人日本国際交流センター<br>東京都港区南麻布4-9-17    | 企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）       | 11,429,000  | 11,409,729  | 99.8%  | —       | 公財      | 国             | 1       |    | 公示期間を規定より長期間とり、また、企画競争説明書の記載ぶりにつき改善を試みたことから、説明会への参加者は2者となったが、企画書の提出は1者のみであった。今後、日英関係及び国際関係に詳しいシンクタンクや研究機関等による応募を促すべく、公示のみならず、機会を捉えてより積極的な広報を行うことを検討する。  | 有 |
| 「ロシア技術支援日本センター巡回講座/訪日研修事業[中小企業経営(糧東部)]」業務委嘱 | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年5月7日  | 公益財団法人日本生産性本部<br>東京都渋谷区渋谷3-1-1        | 企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）       | 10,686,750  | 10,573,148  | 98.9%  | —       | 公財      | 国             | 3       |    | 複数業者が応札した結果、公益財団法人が落札したもので、競争性のある契約となっている。加えて、平成25年度においては効率性等の観点から事業内容の精査等により経費の削減を図る。  | 有 |
| 「北方四島住民招聘事業(船舶運航)」業務委嘱                      | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年5月29日 | 社団法人北方領土復帰期成同盟<br>北海道札幌市中央区北一条東1-2-5  | 公募を実施した結果、応募が社のみであり、また、審査の結果、業務の適正な履行が可能と認められ、他に競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 65,843,059  | 65,843,059  | 100.0% | 0       | 特社      | 国             | 1       |    | 今後も公募を実施し、他に実施できる者がいる場合は競争による調達方法とする。   | 有 |
| 「北方四島住民招聘事業(日本語習得Ⅰ)」業務委嘱                    | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年5月29日 | 社団法人北方領土復帰期成同盟<br>北海道札幌市中央区北一条東1-2-5  | 公募を実施した結果、業務の適正な履行が可能と認められ、他に競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。                    | 14,020,315  | 14,020,315  | 100.0% | 0       | 特社      | 国             | 1       |    | 今後も公募を実施し、他に実施できる者がいる場合は競争による調達方法とする。   | 有 |
| 「平成23年度北方四島医療支援促進事業」業務委嘱                    | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年6月4日  | 公益社団法人千島南舞鶴島居住者連盟<br>北海道札幌市中央区北一条東1-2 | 企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）       | 17,850,000  | 17,378,803  | 97.3%  | —       | 公社      | 国             | 3       |    | 仕様を見直すことで競争性を高め、3者からの応募があったが、前年と同じ公益法人が落札したもので、競争性のある契約となっている。  | 有 |
| 「北方四島住民招聘事業(ファミリー)」業務委嘱                     | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年6月4日  | 社団法人北方領土復帰期成同盟<br>北海道札幌市中央区北一条東1-2-5  | 公募を実施した結果、応募が社のみであり、また、審査の結果、業務の適正な履行が可能と認められ、他に競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 16,229,644  | 16,229,644  | 100.0% | 0       | 特社      | 国             | 1       |    | 今後も公募を実施し、他に実施できる者がいる場合は競争による調達方法とする。   | 有 |
| 「日独フォーラム第20回合同会議開催(日本側事務局業務)」業務委嘱           | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年7月11日 | 公益財団法人日本国際交流センター<br>東京都港区南麻布4-9-17    | 企画競争の結果、同社が最も高い評価を得て確実な業務の履行が可能であると認められ、他に競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）       | 12,907,000  | 12,849,903  | 99.5%  | —       | 公財      | 国             | 1       |    | 日独フォーラムは、平成4年4月の日独首脳会談において、日独両国首脳の間で設置することが合意され、平成5年に日独、ドイツと日本において交互に開催し、両国首脳に提言を行っている。より多くの業者が企画競争に参加し得るよう、平成22年度より過去に同様の業務を受託した実績を示す資料の提出を求めないこととし、一層の条件緩和を図っている。公示期間については、省内の規定に附り、適切な期間を設けているが、多数の業者が参加できるよう平成25年度から、更に公示期間を延長する。 | 有 |
| 「北方四島住民招聘事業(日本語習得Ⅱ)」業務委嘱                    | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年7月27日 | 社団法人北方領土復帰期成同盟<br>北海道札幌市中央区北一条東1-2-5  | 公募を実施した結果、応募が社のみであり、また、審査の結果、業務の適正な履行が可能と認められ、他に競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 10,114,460  | 10,114,460  | 100.0% | 0       | 特社      | 国             | 1       |    | 今後も公募を実施し、他に実施できる者がいる場合は競争による調達方法とする。   | 有 |
| 「北方四島住民招聘事業(一般)」業務委嘱                        | 支出負担行為担当官<br>外務省大臣官房会計課長 水嶋光一<br>東京都千代田区霞が関2-2-1 | 平成24年9月25日 | 社団法人北方領土復帰期成同盟<br>北海道札幌市中央区北一条東1-2-5  | 公募を実施した結果、応募が社のみであり、また、審査の結果、業務の適正な履行が可能と認められ、他に競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 13,029,440  | 13,029,440  | 100.0% | 0       | 特社      | 国             | 1       |    | 今後も公募を実施し、他に実施できる者がいる場合は競争による調達方法とする。   | 有 |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。